

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 1 条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号) 第 1 条～第 3 条 略 （期末手当の額及び支給日） 第 4 条 特別職の職員の期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日にそれぞれ在職する者に支給する。 2 前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。 第 5 条 略	○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号) 第 1 条～第 3 条 略 （期末手当の額及び支給日） 第 4 条 特別職の職員の期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日にそれぞれ在職する者に支給する。 2 前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。 第 5 条 略

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号) 第1条～第3条 略 (期末手当の額及び支給日) 第4条 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者に支給する。 2 前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額とする。 第5条 略	○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 (昭和43年12月23日 条例第30号) 第1条～第3条 略 (期末手当の額及び支給日) 第4条 特別職の職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者に支給する。 2 前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。 第5条 略